

## 資料 2

### 入間市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">（職員のサービスの宣誓）</p> <p>第 2 条 新たに職員となつたものは_____</p> <p>_____、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（職員のサービスの宣誓）</p> <p>第 2 条 新たに職員となつたものは、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名</u>してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>2 略</p>

### 入間市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表（第 2 条関係）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">（審査の申出）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4・5</u> 略</p> <p style="text-align: center;">（口頭審理）</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し_____なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6～8 略</p>	<p style="text-align: center;">（審査の申出）</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5・6</u> 略</p> <p style="text-align: center;">（口頭審理）</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印し</u>なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>6～8 略</p>